

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言

政策について

滝野 忠：2

『湛山回想』(岩波文庫)から

25歳を迎える『新社会党』を青年諸君に託す 原野人：3

コロナ恐慌を口実とした首切り、
労働条件悪化と闘おう！ 上野反合研：5

いのちはダイズ(大事)原発はナス(なし)
―さよなら原発！ 街頭アピール行動― 佐野 周二：7

老朽原発うごかすな！
―美浜町・規制委(敦賀)・関電原子力事業本部に申入れ― 稲村 守：8

ふる里を追われ全国に散らばって間もなく10年
避難者訴訟第1陣 仙台高裁判決 原発事故
被害者
(3月12日)の評価と今後のたたかい 相双の会
..... 9

読者からのおたより 12

旬刊社会通信

NO.1316 二〇二〇年七月一五日号

二〇二〇年七月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

政策 について

『湛山回想』（岩波文庫）から

メディアは「野党は政策で自民と対抗せよ」と呼びかける。さらに脱イデオロギー、多様化の時代を宣伝する。20世紀末の大反動（世界的反革命）は、腐敗にまみれ反動的で墮落のきわみにあり矛盾を生み出す資本主義―市場経済―は、うそと「だまし」の思想攻撃をさらに大きくした。社会主義という世界観（イデオロギー）は、資本主義を擁護する世界観（イデオロギー）に飲み込まれた。

マルクスとエンゲルスの政治経済学（世界観）は解釈するだけでなく実践、すなわち世界を社会主義に革命する実践である。資本主義はあふれる矛盾のなかで荒波に飲まれ、揺れ動いている。マルクスを根本から否定し、マルクスの世界観（イデオロギー）を脱きとることがおこなわれる。

政界再編がそうであった。政界は自民党ともう一つの保守党が権力をめぐり争う「保守2党」の時代に入った。自民党、そして立憲民主、国民民主の間に思想の相違、対立が消えた。

資本主義社会の生産力と生産関係の矛盾は、貧困、格差、貧乏、環境、競争とさまざまに現れる。主要矛盾があつてさまざまな副次矛盾があらわれる。政党に世界観（イデオロギー）が確立されていれば、副次的矛盾は主要矛盾の結果であり、その矛盾をとり除くために改良と組織強化、戦略と戦術を考える。政策はこうして社会変革の目標となる。

自民、そして立憲、国民の考え方（世界観）は根本において同じである。資本主義の歪みを是正し、みんなが幸せになる資本主義をつくりたい。矛盾がでかくなる、野党は攻める、攻められ我慢できなくなると自民は野党の政策をパクする。ゲータは『ファウスト』で、「教会は丈夫な胃の腑をもつ」と説く。教会の胃の腑も強いが、権力者の胃の腑はもっと強い、権力者は「予算は我らの共同の財布・金庫だ」と、おいつめられれば権力維持のために何でもする。今回の10万円・持続化給付金のように。ばらまき、買収である。

政策に階級制が失われる時、権力者は恐れるものはなくなってしまう。そのことを具体的に教えてくれたのが、『湛山回想』（石橋湛山著、岩波文庫、1985年）である。「政策協定」について石橋はこう総括する。

【政策協定】 前記の連立工作で、いろいろの教訓を得たが、中でも最も興味を感じたのは、われわれと社会党との政策協定が、ただ二点で行きつかえただけで、他は、すらすらと運んだことである。

かような連立工作には、普通は閣員の割当てということが最も問題で、われわれの話し合いにも、もちろん、それは重要な点であった。しかし世間では、吉田内閣と社会党とは、主張において、いわゆる氷炭相いれない仲と思っっている。それが、ここに提携しようというのだから、双方の政策を検討し、果して、どれだけの歩みよりが出来るかを明かにしてかからなければならぬ。当時各党では、すでに目前に迫った総選挙のため、

政策の準備をしていた。われわれは、その中から、社会党のものを選び、これを基準として、逐条審議的に検討を進めるのが、最も便利であろうという事に一致した。

ところが、その審議の結果は、前記の二月十二日夜の政策協定案に記してあるとおり、実際上においては、ほとんど一つも意見を異にするものがなかった。ただ社会党案には、ところどころに、国有国营を前提とするという文字がある。たとえば、「日本経済の復興と再建の起動力たらしめるため、差当り今年度を目標として、生産増強の重点を、まず石炭と鉄鋼に集中し、これが国有を前提とする国家管理を行う」と記しているときである。

しかし石炭の生産増強のため、一部の炭鉱の国家管理をやるうとは、すでに前に述べたとおり、われわれも考えていたところであるから、もし「これが国有を前提とする」という一句を、「これがため必要ならば」と改めれば、そのまま自由党及び進歩党の政策となるのである。

のみならず社会党とても、国有を前提とするというのであって、即刻国有にするというのではない。しからば当面の政策としては、社会党も、しばらく国有を前提とするという文字を引つ込め、妥協が出来るではないか。

こういうふうを実行的に考えて行くと、何十個条か列挙した社会党の政策は、これも良し、あれも良しと、皆われわれに飲めるのである。これは、まことに意味深いことである。抽象的のイデオロギーでなく、政治を実行的に取扱う場合には、保守といい、進歩というも、諸政党間の政策に、そう、はなはだしい違いの現れるものではない。また、そうであればこそ、政党政治は、国民生活に支障を起さず行われるのである。偶然のことながら、私は桂会談で、この道理を自ら悟った。【『湛山回想』(岩波文庫、傍線筆者) 傍線部分をじっくりと考えられたし。支配階級にあっては今も昔も「政策」をこう考えるということである。

※ 湛山、石橋湛山は1884年に生まれ、島村抱月の紹介で1908年東京毎日新聞に入社、1911年東京経済新報社に入社。それ以来経済記者―今流に言えばエコノミスト―として、明治・大正・昭和に活躍。第二次大戦後は第一次吉田内閣で大蔵大臣(非議員)に就任。1947年衆議院選に自由党公認で当選、しかし、公職追放令をもつてGHQにより公職追放。この公職追放は吉田茂が関わっていると云われた。

1951年追放解除後は、吉田の政敵であった自由党・鳩山派の幹部として打倒吉田に動いた。この時期に立正大学学長に就任。1956年、自民党大会で、岸信介と総裁を争い勝利、総理大臣に就任したが、1ヶ月後病に。その後を襲ったのが岸信介である。

(滝野 忠)

25歳を迎える『新社会党』を青年諸君に託す

週刊『新社会』(5月5日)の青年欄には20代の学生から「新社会党を知らない世代」の投稿があった。未来を担う青年諸君のためにも、混乱から脱するためにも、25歳を迎えようとする新社会党の歴史を改めて振り返ってみる事も必要であろう。

新社会党はなぜ生まれたか

旧社会党が、基本政策を転換し、社会主義を名実ともに捨てて社会民主主義の党になることに抗して、社会党本来の良き遺産を継承し発展させようとして創られたものである。その基礎には、小選挙区制に反対を貫く中心となった矢田部理、山口哲夫、小森龍邦、栗原君子、岡崎宏美の5人の現職国会議員（当時）や、稲村稔夫、吉田正雄、関晴正、金子みつ、上野建一等、前・元国会議員の勇氣ある決断があった。

社会党解党（社民党結成）に対抗して、1996年の正月に産声を上げた。3月3日の結党大会には岩井章さんも駆けつけて、社会主義の旗を立てるようにと強く訴えられた。大内力さんは、小粒でもピリリと辛い山椒のように頑張れ、と励ましてくれた。

すでに総評は解体され、ソ連等は崩壊するという内外の厳しい状況下で、党建設は困難を極め、小選挙区・比例並立制など悪法の下で、法律上の「政党要件」は失われた。

しかしこの間、われわれは共同戦線と社会主義の目標を定め、そのための闘いを追求して来た。直接に獲得されたものはまだ大きくはないが、貴重な多くの教訓を得てきた。自治体議員と党員は、一人当たりでみると、他の党の何倍もの重要な活動を担ってきた。

新社会党の目標

新社会党の綱領『21世紀宣言』では、「平和革命によって民主的な新しい社会主義社会を実現する」としてその内容を丁寧論述し、「社会民主主義は大資本の動向をあれこれ規制するにとどまり、大資本の支配つまり資本主義制度そのものをなくすることは目標としません。しかし失業と生活苦を生み、自然と人間を荒廃させ、残酷な戦争をくりかえす資本主義に未来への希望は託せません。」と規定する。基本は向坂等が尽力した『左社綱領』を継承し、『日本における社会主義への道』を改善発展させたものである。

コロナ禍をはじめ今日の社会に起きるあらゆる事象は、資本主義の行き詰まりを示している。グローバル化する独占資本のますます激化する国際競争の中で、人口の0・1%にも満たない大資本家階級の利潤のためには、労働者や農民や小零細経営者は、青年も子どもも高齢者も、命や権利を虫けらのように踏みにじられ、非人間的な生活に追いやられている。今日ほど、失業や半失業（非正規や派遣等）や困窮や格差をなくする道を労働者階級に明確に指し示すことのできる社会主義政党が必要になっている時代はない。

科学的社会主義の祖の正統な継承者

いつまでも新の字をつけたままより、『社会党』に改めた方が良い、という意見もかつてはかなり強かった。しかし4半世紀も積み重ねた闘いの中で、『新社会党』も機関紙『新社会』も重みを増している。いまさら党名を変えるには及ばないであろう。

マルクスは『ゴータ綱領批判』の中で、生まれ来る社会主義社会を『新社会』と呼んでいる。大先輩の堺利彦は機関誌『新社会』を出している。『新社会党』は科学的社会主義の世界と日本の祖の正統な継承者なのである。

（原 野人）

コロナ恐慌を口実とした 首切り、労働条件悪化と闘おう！

東京都内では依然、新型コロナウイルスの感染者数が二けた台から下がらない。この間、宿泊業・飲食業・製造業を中心に雇用情勢が急速に悪化し、解雇や雇い止めが相次いでいると報じられる。また、経団連の調査でも、大手企業の夏のボーナス妥結額は、平均で前年比 6・0%減、リーマン・ショック後の2009年夏(19・3%減)以来の大幅な減少で、冬のボーナスでもマイナス幅が広がると予想されている。

コロナ禍による企業の業績悪化を口実にした、首切り、労働条件悪化とどのように闘うのか。大変ではあるが、今こそ労働組合の出番であり、ここからしか労働運動の再生はないのではないだろうか。

昨年より17万円減額、30年ぶり低水準の夏季手当

6月10日、JR東日本より夏季手当の回答が示された。「支払い基準額」は、「基準内賃金の2・4ヶ月+5千円」、平均支給額は81万2700円(5万1200人)、エルダー社員の平均支給額は46万0800円(9800人)という(国労東日本「業務連絡報」No.1528)。昨年の夏が2・91ヶ月(98・4万円)だから、平均額にして約17・1万円(エルダー社員では約9・2万円)にもぼる想定外の減額であり、「夏季手当としては1990年(2・4ヶ月)以来30年ぶりの低水準」「共同通信」だという。

「毎月の収支が赤字だからボーナスで補填している」、あるいは「子どもの進学費用、車や家電などの買い物を予定していた」という家計は多い。また住宅ローンの支払いで、半年賦の金額が多い家庭は死活問題である。JR東は5月12日、社長ら会社幹部とグループ会社社長の計100人が3ヶ月間、役員報酬の10%を自主返納すると発表したという(5月13日「朝日」)が、役員報酬として毎月、数百万円(株主総会資料から推計)も支払われている取締役らにとって、10%の返納など生活を左右する金額ではない。

コロナ感染の危険さえある第一線で働く労働者にとって、特別手当どころか17%、17万円にもぼる減額ではモチベーションが下がるというものだ。

「減収減益、厳しい現状」を強調する会社の壁を、突破できず

会社は、今年4月28日に発表された2019年度決算で、営業収益(売上げ)・運輸収入・営業利益(本業の儲け)が大幅な減収減益になったこと、今年度(5月)も過去に例のない厳しい現状に直面している一方、在宅勤務などの急速な発展は、想定していた経営環境の変化が今まさに現実の課題になっており、『変革2027』の「業務改革」「働き方改革」「職場改革」を加速化させる、という認識(「回答書」など)でいるが、加えて、急激な世代交代の中での生産年齢人口の減少という賃金コストの増加要因が最大の懸念材料、そこで「会社の発展こそが社員還元の実、社員家族の幸福につながるという前提に立ち、厳しい経営環境・経営課題について認識を共有することが重要」だと、労使交渉の中で「会社あつての労働者」論を展開している。

労働側はこの壁を突破できなかった。国労は、仙台支社長の「剰余金蓄積」発言を例に出しながら「内部留保を活用せよ」とせまったが、会社側に、「内部留保≡利益剰余金は、将来に向けた投資に必要。切り崩しは株主総会での手続きが必要であり、形を変えて様々な所に使われており認識が違う」とかわされている（「業連報」No. 1525）。

「内部留保」は、「現金・預金」という形を、必ずしもとっていない

労働側の主張の根拠になっている。〃会社は労働者から搾取した剰余価値を内部留保として貯め込んでいる〃との認識は、間違っていない。資本は労働者を、低賃金・少ない要員で長時間働かせることにより、剰余価値を生産させ、それを蓄積してきた。JRの決算書類で説明すれば、より多くの人をより遠くに運んで（輸送量）、より多くの運輸収入・営業収益を得、それに必要な営業費用（人件費、委託費用などの物件費、減価償却費）はできるだけ抑えて、その結果、より多くの営業利益をめざす。

『変革2027』が目指すもの、会社が最近強調している「生産性向上」は、簡単に言えばこのことではない。営業利益が多ければ、当期純利益（最終的な儲け）の増につながり、株主への配当も増え、利益剰余金（≡内部留保）として資本蓄積もできる。

ここでよく勘違いをしてしまうのだが、「内部留保」は「現金・預金」として会社の金庫に「貯め込まれて」いるわけではない。資本はより多くの利潤を求めて拡大再生産をするから、蓄積され貯め込まれた剰余価値は、「高輪ゲートウェイ駅」であったり「サフィール踊り子」の車両に姿をかえる。2019年度決算での利益剰余金（連結）が2兆8千億円まで積みあがったにもかかわらず、「貸借対照表」において現金・預金は1539億円しかなく、土地・建物など固定資産の合計額が7兆6794億円もあるということは、利益剰余金はその中に紛れ込んでいる、ということである。だから、会社が交渉の席で前述のように答えたのも間違っていない。

労働者にガマンを押し付け、株主には過去最大の配当——これが資本の本質だ

労働側は、要求をあきらめなければならないのか。会社は、「減収減益で過去に例のない厳しさ」だから我慢しろと、30年ぶりに低水準の夏季手当を押し付けてきた。会社幹部は「役員報酬の自主返納」のポーズもとった。ところが、である。6月23日に開催される第33回株主総会の「第1号議案 剰余金の処分の件」では――

『変革2027』では、中長期的に配当性向30%（総還元性向40%）をめざして安定的に増配していくことを掲げております。この考え方に基づき、・・・期末における配当につきましても、1株につき82・5円といたしたい」として、「減収減益」などに関係なく、昨年4月に予定した通り満額の、そしてJR発足以来最高額の、株主配当を行おうとしているのである。昨秋の中間配当も含めると、1株年間165円、総額597億円にもなる。株主は何ら、労働現場で感染の不安を味わうことなく、また富を生産しないにもかかわらず、である。しかも、配当金額だけは年々増えている（2014年度は1株当たり年間120円だった）のである。今回株主に配当をし

なければ、JR東の全グループ会社社員の夏季手当の減額はしなくて済むことが推計できる。鉄道輸送を現場で支える労働者を犠牲にし、株主への「安定的な増配」をめざす『変革2027』の、階級の本質（資本と労働の対立）を見る思いである。

「内部留保の活用」要求で良いのだろうか？「労働者の生きる権利」の立場が必要

しかし、ここで考えたいことがある。我々は、「賃金は会社利益の分け前ではない」と言ってきた。夏季手当も賃金の一部の後払いであり、季節の変わり目に必要な物資を買うための生活費となる原資である。だから、労働力商品の対価として「減収減益」には関係なく、支払われなくてはならない。

「賃金」という労働力商品の売買は、生産（労働）が始まる前に「労働契約」（＝就職時など）として行われ、そこで賃金額も決まる。資本は、原料などと同じように生産のために必要な「費用」として計算する。だから賃金は、生産物が商品として売れて剰余価値を資本が手に入れた中から分配される「株主配当」とは全く性質を異にする。賃金が労働の後で支払われる形をとっているために、株主配当のように「分け前」のように見えて、ごまかされやすくなっている。だから、労働組合の要求として、先に紹介した「内部留保の活用」は、分け前を要求しているような感じがして違和感があるのではないだろうか。

労働者の生きる権利として、「人間らしい生活にはこれだけ必要だ」との立場をもう一度確立するための、生活実態の討論や学習が必要だろう。

また国労東日本本部は、例年通り、回答を「持ち帰り検討」した翌日、「他労組が先行妥結」したこと等を口実に、妥結した（「業連報」No.1529）。ここには、「30年ぶりの低水準」に対する組合員の怒りを聞く姿勢もなければ、他労組とは異なる国労ならではの労働組合らしい闘いを作ろうという気構えも見受けられない。残念でたまらない。

【国労上野反合研『討議資料』No.204、2020年6月22日】

いのちはダイズ（大事） 原発はナス（なし）

ーさよなら原発！ 街頭アピール行動ー

原発のない北海道の実現を訴えるスタンディングアクション（街頭宣伝）が、6月13日、十勝管内新得町の国道38号沿いで行われ、約30人が「フクシマを忘れない」「原発なくても電力は足りている」「泊原発を廃炉に」などとドライバーの皆さんに、ブラカード、のぼりなどを掲げアピールしました。

フクシマ原発事故から9年経過の今年は新型コロナウイルスの感染防止のため、チラシ配布をやめ全員がマスクを着用しての行動となりました。

宇井ひろしさん（有機農業）のアカーディオオンと『青虫の歌』でオープニング。

「いのちはダイズ（大事） 原発はナス（なし）」などを掲げたアピールに車中から多くの激励が寄せられました。

当会は、2012年から毎年実施して10回目の街頭アピール行動。

北海道電力泊原発が、2012年に全3基が停止して丸8年の今回は、泊原発の廃

炉をめざす十勝連絡会（中村広治代表）と初めて共催しました。

泊原発が運転停止しても電力供給に問題はありません。農村地帯の十勝地方で進むバイオマス発電など地域にあった再生可能な自然エネルギーの活用を進めよう。「核発電所と言われる危険な原発はヤメヨウ」と訴えました。（文責 佐野周二）

*今年も 原爆「写真・絵」展 開催（2つの場所で、リレー式）

（主催・原爆展を観る新得会 後援・新得町／新得町教育委員会）

- ・場所 新得町公民館 1階ロビーホール
- ・期間 8月1日（土）～8日（土）
- ・場所 新得町屈足総合会館
- ・期間 8月9日（日）～15日（土）

老 朽 原 発 う ご か す な ！

―美浜町・規制委（敦賀）・関電原子力事業本部に申入れ―

9月6日に大阪市内で1万人超の大集会を計画している「老朽原発うごかすな！大集会 in おおさか実行委員会」は、6月23日、高浜原発1・2号機と美浜原発3号機という40年越えの老朽原発再稼働阻止のため、原子力規制委員会・更田豊志委員長（敦賀原子力規制事務所）、美浜町・戸嶋秀樹町長、関電・森本孝社長他（原子力事業本部）に、申し入れ行動を行った。

オール福井の中寫哲演さんや宮下正一さん（関電原発マネーを告発する会）、若狭の原発を考える会の木原壯林さんらを先頭に、福井と近畿各府県の20名近い市民運動のメンバーで申し入れた。不遜にも申し入れを受け付けなかった美浜原発の前では、抗議のシュプレヒコールを行った。

美浜町役場前では、中寫さんは「原発の電力を北陸の11基から、遠く関西に還流している。これを止めよう」と訴え。木原さんは、「原発は現在科学技術で制御できる装置でないことを、福島原発事故が大きな犠牲の上に教えています。その原発が老朽化すれば、危険度が急増することは多くが指摘するところです。それでも、原子力規制委員会は高浜原発1、2号機および美浜原発3号機の40年超え運転を、拙速審議によって認可しました。しかし、この認可以降に、関電の原発に関連して、トラブル、事故、不祥事が頻発しています。これらは、認可の過程では想定されなかった、あるいは重要視されなかったものです。原発の40年超え運転が理不尽であることを示しています。一方、トラブル、事故、不祥事を頻発させ、人の命と尊厳より自らの利益を優先させる関電は、新型コロナウイルスの危機の中でも、稼働中の原発を停止させないのみならず、危険極まりない老朽原発の再稼働準備工事まで継続しています。『新型ウィルス』蔓延の中で原発が重大事故を起したら、集団避難のバスの中で、避難先で何年も続く集団生活の中で『新型ウィルス』の感染を防ぐことは至難です。

一方、原発内で感染が拡大すれば、原発の運転が困難になるばかりでなく、検査も行き届かなくなり、原発の安全が保たれなくなります。」と、訴えた。

地元、松下・河本町議からも、オール福井の林さん、宮下さんからも「この美浜町が再稼働を認めなかったら原発は止まり、なくせる」とこもごも訴えがあり、さい

なら原発・びわこネットワークの稲村事務局長の発声で「40年越えの老朽原発は危険だ!」「原発のない町づくりを進めよう!」とシユプレヒコールを行った。
申し入れ書の骨子は次の通り。

【1】原子力規制委員会・更田委員長宛

① 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機の運転期間延長認可を取り消し、これらの原発の即時廃炉を決定して下さい。② 「新型ウイルス」の危機下でも運転中の大飯原発3、4号機、高浜原発4号機の即時停止を求めて下さい。「新型ウイルス」の危機下でも継続され、人身事故が多発している老朽原発再稼働準備工事の即時停止を求めて下さい。

【2】美浜町・戸嶋町長宛て

① 原発マネー不祥事は、原発を推進した関電幹部には、事の善悪を判断し、法令を遵守する資質と能力が欠如していることを明らかにしました。美浜町は、その関電による美浜原発の運転を容認してきましたが、この姿勢を白紙に戻し、重大事故を起しかねず、何万年もの保管を要する使用済み核燃料を残す原発の稼働の是非を再審議して下さい。② 危険極まりなく、重大事故の確率の高い老朽原発・美浜3号機の運転を認めないことを宣言して下さい。③ 関電が進める老朽原発・美浜3号機の再稼働準備関連工事の即時停止を求めて下さい。

【3】関西電力・森本社長他宛て

① 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機の再稼働準備工事を即時中止し、これらの原発の廃炉を決定して下さい。② 「新型ウイルス」の危機下でも運転中の大飯原発3、4号機、高浜原発4号機を即時停止して下さい。「新型ウイルス」の危機下でも継続され、人身事故が多発している老朽原発再稼働準備工事を即時停止して下さい。

(さいなら原発・びわこネットワーク 稲村 守)

ふる里を追われ全国に散らばって間もなく10年

新型コロナウイルス騒動が少しは終息にむかってきたのかなと思いつつ収まりそうもない状況です。私たちが経験したことがない事が、自然災害はじめ連続して襲いかかってきているような予感がします。原発事故は明らかに人災です。後始末もできないものをつくり、自然と人間社会を壊してしまった。

日本の国土の面積は全世界のたった0・28%しかないにも拘らず、元に戻すことができない放射能汚染をした。これでも国の政策が正しかったと言うのでしょうか、原発被害者は、ふる里を追われ全国に散らばって間もなく10年、ふる里へ戻れることを叫びながら亡くなってしまった被害者は後を絶ちません。

それでも国民を誤魔化し再稼働推進なのである。またどこかの原発が福島のような事故が起きたらどう責任を取るのでしょうか、まもなく戦後75年となります。あの戦争で前途有望な青年が300万人も犠牲になったと云われています。

その結果、二度と戦争はやらないという宣言の上に平和憲法が制定されたのでは

ないでしようか、戦争をして平和になった国はあるでしようか、どこにもないと思います。

原発を推進して国民が豊かになった国があるでしようか、後始末もできないまま庶民を不安と犠牲にしていると言っても過言ではないと言いい切れませす。

(原発事故被害者相双の会 國分 富夫)

避難者訴訟第1陣 仙台高裁判決

—(3月12日)の評価と今後のたたかい—

2020年3月12日、避難者訴訟第1陣の控訴審で仙台高裁がくだした判決は、大いなる希望を与えるときともに、私たちのたたかいに問題提起をする内容でもあった。

ただ少なくとも、2011年の事故発生以来の苦難に対し、9年にわたって私たちがたたくてきた甲斐はあったし、今後たたかいを続けることによって私たちの要求を実現することができるだけの橋頭堡(きょうとうぼ)を築くことはできた。これは、私たちに得られた確信である。

そこで以下では、3月12日仙台高裁判決の内容や意義をとらえ、それを踏まえて私たちのたたかいが今後どのようなようにあるべきかについて述べる。

仙台高裁判決は多くの積極面

仙台高裁判決は多くの積極面を持つ判決であった。

まずあげられるのは、東電の悪質性を認定したことである。津波による全電源喪失の予見可能性を認定し、被害者にとって、被告の対応の不十分さは「痛恨の極み」だとした点は、画期的と言って良い。第1審のいわき支部判決が、津波の予見可能性を否定するかのような判断をしたことと対照的であった。

第2に、原告の受けた損害について、分析的に解明し、被害論を深化させた点である。判決は、慰謝料項目を3種類(①避難を余儀なくされた慰謝料、②避難生活の継続による慰謝料、③故郷喪失・変容慰謝料)にわけて、認定した。そして、故郷喪失がないうえ問題なのかについて、保護法益として「包括的生活利益としての平穩生活権」を設定し、その内容として、「自然環境的条件」と「社会環境的条件」や、自然環境との関わりや住民相互の緊密な人間関係に基づく「生活利益」を認定した。

ゆえに、原告には「地域への強い帰属意識と安心感」があるから、「仮に帰還しても、地域社会が大きく変容してしまったことによる被害が継続する。」との判断になったものである。これも画期的であった。ここでも、第1審のいわき支部判決が、この点の整理を何ら行わず、故郷喪失・変容慰謝料を独自に算定せず、結果損害額も極めて低額に抑えられていたことと対照的であった。

課題を残した点

他方で、仙台高裁判決に問題がなかったわけではない。結論としての損害算定(認容額)が、必ずしも高額な水準に至らなかった点である。また、故郷喪失慰謝料について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域・解除準備区域を100万円、緊急時避難準備区域は50万円と認定したことは不均衡であり、一貫性を欠く。結局、

額の判断においては、原陪審による指針の内容を基本的に肯定して、これに「薄く上乘せ」する姿勢となったと言わざるを得ず、この点は残念極まりなかった。

今後の闘いに向けて

さて、以上を踏まえて、私たちは今後いかにたたかうべきか。私は、以下のように考える。

(1) 東電の対応について

まず出発点にすべきことは、この判決についての東電の対応について糾弾することである。

判決後、私たちは、不満はあっても仙台高裁判決は、考え方として基本的に受け入れ可能なものであると考え、東電に対し、仙台高裁判決を受け入れ、原告団に真摯に謝罪し、判決に基づく賠償を行うことを求めた。しかし東電は、原告団に対する謝罪を拒絶し、最高裁に対して上告を行った。

この、事故に対する全く無反省な態度、これをそのまま曖昧にすることは許されない。

私たちはこの点について、怒りをこめて徹底的に告発することがまず必要である。

(2) 最高裁闘争を主軸にしたたたかいを

そして、私たちは、最高裁闘争を主軸にし たたたかいを構築する必要がある。

最高裁は本来、すでに高裁までに認定された事実を前提に憲法違反があるかという観点からの審理を行う機関なので、本件のような事案で、東電の上告が受け入れられるはずがないというのが私たち法律家の常識である。

しかし見ておかなければならないのは、最高裁が極めて政治的に動く機関だということである。私に忘れられないのは、2009年に派遣労働者の派遣先での労働契約の確認を認めることを求めた裁判で、最高裁が派遣労働者の要求を認めた大阪高裁判決を覆し、派遣労働者の要求を退ける判決を下した事例である。

この最高裁判決は、2008年から09年にかけて大量に生み出されたリーマンショックによる「派遣切り」に対して、派遣労働者が一斉に提訴する運動を巻き起こしたことに對し、これを裁判所がことごとく返り討ちにするためのお墨付きを与える役割を果たした。

これと並行的に考えれば、仙台高裁判決の進んだ部分を覆して原発被害救済の訴訟や運動を封じ込める役割を最高裁が果たすことは十分に考えられる。

仙台高裁判決後、「小高に生きる」（南相馬市小高区の被害者）訴訟の東京高裁判決が原告の損害額を減額する不当判決を行い、これが上告されていることにも照らせば、なおさらである。

避難者訴訟第1陣原告団の一部は、付帯上告をした。最高裁への要請行動も含めて、東電の上告を許さないというたたかいを強めることが今後の私たちのたたかいの主軸として位置づけられるべきであろう。

(3) 要求実現の世論を広く強めよう

そして、私たちの要求実現の取り組みを広く世間 に訴える取り組みを行うこと

である。

避難者訴訟第1陣原告団は、仙台高裁判決後、東電に対し、「被害者らに健康管理と医療支援」「ふるさとの生活環境、ふるさと回復への尽力」「被害者に対する社会的差別の克服の努力」を国とともに果たすことを求めた。

この点については東電は協議の継続を約束している。私たちは、この要求を具体化し、その切実な必要性を広く伝えるべきである。それなしには、最高裁闘争が、「なんだ金はまだ欲しい」ということか」という世間一般の誤解を生み出しかねない。この点での政党や国会への要請や、メディアやSNSでの私たちの実態や要求を伝える活動が、広く求められているところであろう。

(共同代表福島原発被害弁護団 弁護士 笹山尚人)

(『原発事故被害者相双の会』No.98、2020年7月1日発行)

◇ 読者からのおたより ◇

延べ3名の卒業生を受け入れていました 日頃より、ecoおといねっぶの活動にご支援を頂き心から感謝を申し上げます。感染症について、日常あまり考えて来なかった私たちに、新型コロナウイルスが、社会生活に及ぼす膨大な影響と、それに対する社会の備えがいかに貧弱かを教えられました。こうした状況の中、全国各地でご奮闘して居られる皆様に改めて敬意を表します。

北海道おといねっぶも、今年は積雪も少なく、春から夏の訪れが早まっています。今年4月には、昨年到现在音威子府高校の卒業生を新たに社員として迎え入れる事が出来ました(食品部)。

この間、地域活性化と地元の雇用の場をつくる事を目的として取り組み、延べ3名の卒業生を受け入れていました。(『ecoおといねっぶ』通信「2020(夏号)

辺野古新基地工事を再開 6月12日、沖縄防衛局はコロナ感染対策で中断していた辺野古新基地工事を再開しました。玉城知事のコメントは、<https://www.okinawaines.co.jp/articles/584871>

4月21日には「設計概要変更申請」がなされ、大浦湾のサンゴ移植に関する農水省の介入をめぐる国地方係争処理委員会の裁定が今月中にも予定されている中での工事再開です。

「緊急事態宣言」解除後も、運動圏の活動は多くの制約を受ける中ですか、一人ひとりのやれること、知恵を出し合い継続したい。(辺野古の現場からNo.154 毛利孝雄)

有害掘削土の受け入れ断固反対 ①「検察庁法案今国会断念」、②「ウイルス感染…高田礼人さん」、③北海道新幹線のトンネル工事「金山の採石跡地が有害掘削土の受け入れ候補地に」等、北海道新聞(切り抜き)同封します。③については、候補地のすぐ近くに浄水場(金山・稲穂全域に給水)があり、飲み水が有害物質(有害掘削土に含む鉛やヒ素など)で汚染される恐れが重大であり、しかも候補地は土砂災害の危険区域に指定されている地域でもあります。異常気象による想定外の大雨などで有害物質を含んだ土石流が発生する恐れも多分にある。しかも、近くには、小中学校や病院、特養老人ホームなどもあるのです。私たちの子供・孫の代・その先までも、健康といのちを守り、現在地・手稲区の稲穂地区で住み続けていくために、掘削工事が出る「要対策土(有毒土)の受入れに断固反対の決意です。昨年からチラシを配り、私も「反対意見書」を提出しました。

まだまだ続く、「新型コロナウイルス」状況下での「安倍反動・強権政治を断固許さず」、私も全国の皆さんと共闘していく決意です。どうか皆さん、お身体には十分気を付けてくださいね。

よろしくお願いたします。

(北海道札幌市手稲区在住、元・国労組合員・松里福慈)